

西魏・北周の胡姓賜与

宇和川 哲 也

目 次

- 一 序
- 二 胡姓賜与の対象
- 三 胡姓賜与の実態
- 四 胡姓受容の原因
- 結

序

北魏の漢化政策は、北魏道武帝の部族解散、太武帝の華北平定を経て、孝文帝の洛陽遷都、胡服・胡語・胡姓の禁止により頂点に達した。しかしその政策は、特に北鎮に残留して賤民視された北族軍人の不満を招き⁽¹⁾、六鎮の乱を誘発し、東魏（五三四―五四九年）と西魏（五三五―五五六年）に分裂する契機となった。そして東魏は高歓を中心
に山東地方の広い地域を支配し、文化が比較的発達して人口も多く⁽²⁾、北族軍人が漢族有力者と結びついて伝統的

漢族文化を追い求め、基本的には北魏の政策を継承した。それに対して、西魏は宇文泰を中心に関中という狭い地域に建国され、文化が著しく立ち遅れて⁽⁴⁾人口も少なく、富国強兵策に努め、辺境に残存した胡風を採用して北族的体制をとった。

すなわち宇文泰は、北鎮より南下して関中地方の覇者となり、大統元（五三五）年元宝矩（文帝）を擁立して西魏を建て、その後約十年間、東方の東魏、北方の柔然、西南方の氐などと攻防を繰り返したが、大統九（五四三）年、邙山の戦いで東魏に敗れると、官制・軍制の大改革に着手した。まず軍隊の中核をなす北族の絶対数が少ないため、広く関隴地方の漢族名家から兵士を募集して国軍の拡充を図り⁽⁵⁾、翌大統十（五四四）年には中興永式を制定した。そして大統十五（五四九）年には、『北史』巻五西魏文帝紀に、

（大統十五年）初めて諸の代人の太和中に姓を改めし者に詔して、みな旧に復せしむ。

とあるように、北魏孝文帝時代に漢姓に改姓した北族に胡姓を復活させ、そのうえで大統十六（五五〇）年に二十四軍制を樹立し、廢帝三（五五四）年に九命の典を作成、恭帝三（五五六）年には『周礼』に基づく六官制を制定するとともに、この前後に多数の漢族に対して胡姓を賜与したのである。

大統年間末期から廢帝・恭帝期にわたるこの官制と軍制の改革は、要するに北魏の漢化体制を北族的体制へ転換させたのであり、それは宇文泰の死後、宇文氏一族が恭帝を廢位して建てた北周（五五七―五八一年）においても持続された。ところが北周末、外戚の隋国公楊堅が実権を握ると漢制に基づく新たな体制樹立を意図し、『周書』巻八靜帝紀大象二年十二月癸亥の条の詔に、

諸の姓を改めし者は、悉く宜しく旧に復すべし。

とあり、『隋書』巻一高祖紀上に、

大定元年春二月壬子、令して曰く、已前の賜姓は、皆その旧に復すべしと。

とあるように、周隋革命に先だつ大象二（五八〇）年と大定元（五八一）年の二回にわたって詔し、西魏・北周時代に漢族に賜与された胡姓を、再びもとの漢姓に戻させている。しかしそれはまた西魏・北周時代の胡化政策において、漢族に対する胡姓賜与が重要な一環をなしていたことを示しているのである。

西魏・北周時代の改革についてはすでに多くの研究があり⁹⁾、この改革の過程でなされた胡姓賜与についても岡崎文夫氏・浜口重国氏・内田吟風氏・谷川道雄氏・大川富士夫氏らの見解がみられる。まず岡崎氏はその目的について「漢族が蛮姓となるも、蛮族が漢姓を冒すも、要するに、兩者の間容易に通融し得るものであって、漢蛮の境界は、かかる改姓の度重なるによって却って自然に撤消せらるるのではないか¹⁰⁾。」と述べられた。ついで浜口氏は「漢蛮を通じて新たに氏族を分定し直し、その当然の結果として、宇文泰並に彼の直系元従の臣僚の家格を引き上げんとするに在った¹¹⁾。」と述べられ、これに対して内田氏は「漢人氏族に虜姓を付与して漢蛮を混じ、門閥と寒門とを識別し難くし、且つ同一族の者等にも種々異つた虜姓を分与する事により、大門閥の發生進出を防止せんとする¹²⁾。」とされた。また谷川氏は「胡姓復活の意味は、北魏建国以前の部族連合の昔に回帰するという点にあった。もちろん現実に過去への復帰ができるわけではない。要するに、そうした復古的理念に立つことによって、あるべき国家像を示したのである¹³⁾。」と述べられ、大川氏は「賜姓の事実が、単なる氏族分定であったという以上に、宇文泰の西魏政界に於ける自己勢力拡充の傾向を暗示するものではなからうか¹⁴⁾。」とされた。この他に、姚薇元氏は「（北）魏初の部落組織を回復してその戦闘力を増加するため¹⁵⁾」とされ、谷霽光氏は「鮮卑の血縁関係によって統治勢力を強固にし、賜姓は功績のある將領に加えて、鮮卑の血縁関係を府兵系統中に拡大する¹⁶⁾」ものとされ、陳寅恪氏は「六鎮と關係を發生させ、胡姓を賜い、鮮卑の部落の後を継がせ¹⁷⁾」るためと考えられている。しかしこれらの研究も¹⁸⁾、主とし

て胡姓賜与の目的の指摘に留まり、その実態について具体的な説明はなされていない。そこで本稿では主として漢族に対する胡姓賜与の実態を究明し、ひいては胡漢関係に再検討を加えて、西魏・北周社会の性格を解明する手掛りとしたい。

一 胡姓賜与の対象

西魏・北周時代の胡姓賜与の事例を、『周書』・『北史』・『隋書』の正史および『庾子山集』・『全後周文』・『金石萃編』・『隴右金石録』などの石刻史料から見ると、表Ⅰのように六十六例がある。

胡姓を賜与された漢族は当然その多くが名家であったと考えられるが、『新唐書』卷一百九十九柳沖伝所引の柳芳の氏族論には、各地域ごとに名家を分類し、併せて各名家の等級を規定して、

江を過ぎれば則ち僑姓たり、王謝袁蕭大なり。東南なれば則ち呉姓たり、朱張顧陸大なり。山東なれば則ち郡姓たり、王崔盧李鄭大なり。関中も亦郡姓と号す、韋裴柳薛楊杜これに首たり。代北なれば則ち虜姓たり、元長孫宇文子陸源寶これに首たり。…郡姓なる者は、中国の士人を以て、関閩を差第して、これが制をなす。凡そ三世に三公ある者は膏粱と曰い、令・僕ある者は華映と曰い、尚書・領・護而上なる者は甲姓となし、九卿もしくは方伯なる者は乙姓となし、散騎常侍・太中大夫なる者は丙姓となし、吏部正員郎なるものは丁姓となす。凡そ入るを得る者は、これを四姓と謂う。

と述べている。もとよりこれは後代の所論であるが、北魏、特に孝文帝時代の名族分定について最も詳細に伝えていると思われるので、以下、この柳芳の氏族論に従って表Ⅰの漢族を分類し、胡姓賜与の対象を調べてみたい。まず、名地の名家のうち、西魏・北周の領域に照らして、山東郡姓・関中郡姓を抜き出し、これを第一等級漢族名家として分類すると表Ⅱ①・②となる。次に、これら以外で、曾祖父・祖父・父が州刺史または郡太守であったものを選び、

表1 胡姓賜与表

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	出典名	賜姓	賜姓年	西曆	本貫地	備考
// 37	// 32	// 15	// 37	// 36	// 27	// 29	// 27	// 17	// 27	// 20	// 23	// 29	// 37	周17	王德鳥丸氏	北魏永熙三	534	代郡武川人	北65	
張軌	申徽	李弼	趙肅乙弗氏	段永爾綿氏	田弘紘于氏	耿豪和稽氏	辛威普屯氏	劉亮侯莫陳氏	梁台賀蘭氏	王盟拓王氏	蘇椿賀蘭氏	侯植侯伏侯氏	韓褒侯呂陵氏	韓褒侯呂陵氏	北魏永熙三	北魏永熙三	534	其先潁川潁陽人。後、昌黎に徙居す。	北70	
宇文氏	宇文氏	河氏	大統十七	大統四十七	大統四十七	大統十五	大統十三	大統十	大統七十八	大統四	大統元三	西魏大統元	北魏永熙三	534	其先潁川潁陽人。後、昌黎に徙居す。	北70	北魏永熙三	北65		
廢帝二	廢帝二	廢帝元	大統十七	大統四十七	大統四十七	大統十五	大統十三	大統十	大統七十八	大統四	大統元三	西魏大統元	北魏永熙三	534	其先潁川潁陽人。後、昌黎に徙居す。	北70	北魏永熙三	北65		
553	553	552	551	538	538	549	547	535	541	538	535	535	534	534	其先潁川潁陽人。後、昌黎に徙居す。	北70	北魏永熙三	北65		
濟北臨邑人	魏郡人。後、江左に徙居す。	遼東襄平人	河南洛陽人。後、河西に居す。	河陽に徙居す。其先遼西石城人。後、高陸の河陽に徙居す。	高平人	武川に徙居す。	鉅鹿人。後、神	隴西人	中山人	長池人	居す。武川鎮に徙	其先渠浪人。武功人	上谷人。後、北	徒居す。	代郡武川人	北魏永熙三	534	北魏永熙三	北65	
北70	北69	北60	北70	北67	北65	北66	北65	北65	北65	北61	北63	北66	北70	北65	北魏永熙三	北魏永熙三	北65	北65	北65	
蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟	蘇綽の弟
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	3'	17	16'	16	// 32	唐瑾宇文氏	大統元	535	唐瑾宇文氏	北67
// 35	// 45	// 27	// 35	// 38	// 31	// 19	// 19	// 35	// 35	// 16	// 29	// 29	// 29	// 29	// 29	王傑宇文氏	大統九	543	王傑宇文氏	北66
薛端	樊深	蔡祐	薛善宇文氏	李昶宇文氏	孝寬宇文氏	王雄可頻氏	楊忠普六如氏	崔猷宇文氏	崔謙宇文氏	趙貴乙弗氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏	侯植賀屯氏
宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏
大統十六	大統十五	大統十三	大統三	大統二	大統二	大統二	大統十七	大統十五	大統十五	大統十五	大統十二	大統九	大統九	大統九	大統九	大統九	大統九	大統九	大統九	大統九
550	549	547	537	535	554	554	554	551	549	549	546	543	543	543	543	543	543	543	543	543
555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555
河東汾陰人	河東猗氏人	河東猗氏人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人	河東汾陰人
北67	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66	北66

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	
// 36	// 29	// 29	// 20	// 37	// 11	// 30	// 29	// 29	// 32	// 35	// 36	// 32	// 43	// 39	// 37	// 37	
整令狐	劉雄	李和	閻慶	寇儁	叱羅	李穆	楊紹	王勇	柳敏	鄭孝穆	楊纂	陸通	陳忻	韋瑱	裴文拳	李彦	
宇文氏	宇文氏	宇文氏	大野氏	若口引氏	宇文氏	拔拔氏	叱利氏	汗氏	宇文氏	宇文氏	莫胡盧氏	步六孤氏	尉遲氏	宇文氏	賀蘭氏	宇文氏	
西魏中	西魏中	西魏中	西魏中	恭帝三	恭帝三	恭帝元	恭帝元	恭帝元	廢帝二	恭帝三	大統九	大統九	恭帝二	恭帝二	恭帝二	廢帝元	
535	535	535	535	556	556	554	554	554	553	551	543	543	555	555	555	552	
556	556	556	556			556	556	556	556	556	556	556				555	
敦煌人	臨洮子城人	徙居。其先隴西狄道人。後、朔方人。	後、雲州盛樂郡人。徙居す。	河南河陰人。	上谷昌平人。	代郡人。	共先隴西成紀人。後、高平鎮人。	代武川人。	河東解縣人。	滎陽開封人。	広寧人。	吳郡人。	宜陽人。	京兆杜陵人。	河東聞喜人。	梁郡下邑人。	
北 67	北 66	北 66	北 61	北 27		北 59	北 68	北 66	北 67		北 67	北 69	北 66	北 64		北 70	
隋 43																	
63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
// 14	庾 13	全 21	// 75	// 75	// 74	// 73	北 73	// 37	周 35	北 62	// 15	// 37	// 36	// 33	// 43	// 33	// 22
鄭常	陸逞	裴鴻	張羨	尚希	郭竹	周播	李屯	奈允	崔說	王秉	寇和	高賓	劉志	趙昶	韓雄	王悅	柳慶
宇文氏	陸孤氏	宇文氏	叱羅氏	普六茹氏	叱羅氏	非氏	孤氏	宇文氏	宇文氏	王氏	若口引氏	孤氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏
?	?	?	?	?	?	?	?	西魏・北周中	大統三	廢帝二	明帝二	明帝元	明帝元	明帝元	明帝元	明帝元	北周
?	?	?	?	?	?	?	?	535	537	553	558	557	557	557	557	557	557
								581	564	560		558	558				
予州滎陽人	吳郡人	河東聞喜人	河間鄭人	弘農人	自云、太原介休人	河南洛陽人	?	安定	博陵安平人	太原祁人	後、武川鎮に徙居す。	上谷昌平人。	渤海修人。	後、代に徙居す。	天水南安人。	河南東垣人	京兆藍田人
	陸通の弟	金 37	隋 46	隋 46	隋 61	隋 55	隋 55		崔謙の弟	王思政の子	北 56	北 72	北 69	北 68	北 69	北 64	

64	張慈賀妻氏?	清河東武城人	隴1
65	隴1 趙佺尉遲氏?	天水上邽人	
66	周25 李賢		
	吳氏 宇文氏保定一		
		562	
		?	
			北59

註一、周『周書』、北『北史』、隋『隋書』、全『全後周文』、

庚『庚子山集』、金『金石萃編』、隴『隴石金石錄』。

二、数字は卷数。

三、61裴鴻は周開府高昌侯裴鴻碑、62陸逞は周太子太保步陸

そのうちで隴西李氏・河東樊氏のような著名な一族を第二等級漢族名家とすると表Ⅲになり、それ以外のものを第三等級漢族名家とすると表Ⅳになる。そして、表Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに分類できないものを第四等級漢族としてまとめたのが表Ⅴである。

まず、表Ⅱによれば、①の山東郡姓の場合は、柳芳の挙げる五氏のうち、滎陽鄭氏に宇文姓が賜与されているが、太原王氏・清河崔氏・范陽盧氏・趙郡李氏に対する賜姓は見当たらない。なお、表Ⅰの22王雄は太原人とあるが、字が「胡布頭」であることから、太原王氏を冒称した北族と考えられ、53王秉も、拓王という胡姓を賜与されていることから、高句麗族の王氏と考えられる。さらに、5王盟・33陸通・40叱羅協・57周播・62陸逞も北族と考えられるので、これら七例は表Ⅱ以下から除外する。②の関中郡姓の場合は、柳芳の挙げる六氏のうち、京兆韋氏・河東裴氏・河東柳氏・河東薛氏に宇文姓、河東裴氏に賀蘭姓が賜与されているが、弘農楊氏・京兆杜氏に対する賜姓は見当たらない。なお、表Ⅰの21楊忠は、弘農華陰人とあるが、しばしば血統が問題となる隋の文帝楊堅の父であり、北

五、賜姓の異同。

33陸通―部六孤氏（『北史』卷六十九）

38楊紹―叱呂引氏（『北史』卷六十八・『隋書』卷四十三）

39李穆―拓拔氏（『北史』卷五十九）

孤逞神道碑、63鄭常は周兖州刺史広饒公宇文文神道碑、64張慈は周車騎大將軍賀婁公神道碑、65趙佺は周開府儀同鳳州刺史尉遲墓誌による。
四、16唐瑾の本貫地を、北史卷六十七は「北海平寿人」と記す。

表Ⅱ 第一等級漢族名家賜姓表

表Ⅱ① 山東郡姓賜姓表

氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓
太原王氏 清河崔氏 范陽盧氏 趙郡李氏 滎陽鄭氏	鄭孝穆 鄭常	滎陽開封 予州滎陽	宇文氏 宇文氏

表Ⅱ② 関中郡姓賜姓表

氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓
京兆韋氏 " " 河東裴氏 " " 河東柳氏 " " 河東薛氏 " " 京兆杜氏	韋孝寬 韋瑱 裴文舉 裴鴻 柳敏 柳慶 薛善 薛端	京兆杜陵 京兆開喜 河東開喜 河東解原 河東汾陰 河東汾陰	宇文氏 宇文氏 賀蘭氏 宇文氏 宇文氏 宇文氏 宇文氏

表Ⅲ 第一等級漢族名家賜姓表

氏姓・本貫	姓名	本貫地	賜姓	備考
隴西辛氏 隴西李氏 博陵崔氏	辛威 李弼 崔謙 崔猷	隴西 隴西成紀 博陵安平	普屯氏 徒河氏 宇文氏 宇文氏	祖大汗、渭州刺史。 祖貴醜、平州刺史。父永、太中大夫。 祖弁、武邑郡守。父楷、殷州刺史。 祖挺、光州刺史。
河東樊氏 " " 隴西李氏	樊深 李和 李穆	河東猗氏 隴西狄道 隴西成紀	万紐干氏 擄拔氏 宇文氏	曾祖嗣、祖詔安、みな官は郡守に至り、良二千石たり。父虬、敦煌郡守。 祖曷、安定郡守。父季安、亮州刺史。
敦煌令狐氏 渤海高氏 博陵崔氏	令狐整 高賓 崔說	敦煌 渤海修 博陵安平	宇文氏 独孤氏 宇文氏	崔謙の弟。

表Ⅳ 第三等級漢族名家賜姓表

65	52	50	49	48	41	29	26	24	18	17	6	4	3	2	姓名	本貫地	賜姓	備考
趙倓	寇和	劉志	趙昶	韓雄	寇儒	李彦	蔡祐	李昶	趙貴	王傑	梁台	蘇椿	侯植	韓褒	侯伏侯氏・賀屯氏	（その先は潁川潁陽人）	侯呂陵氏	祖瑰、平涼郡守。父演、恒州刺史。高祖恕、北地郡守。州郡の冠族たり。父欣、秦州刺史。累世二千石たり。父協、武功郡守。父去斤、隴西郡守。高祖万国、燕州刺史。祖仁、良家の子を以て武川に鎮す。祖彪、名は魏朝に重んぜらる。父遊も亦才行あり。当世の称する所となる。祖護、陳留郡守。父襲、名は西州に著わる。齊安郡守。祖先之、淮南郡守。父靜、南青州刺史。祖讚、南雍州刺史。父臻、郢州刺史。祖景、赭陽郡守。曾祖襄、中山郡守。祖泓、広武令。父琛、上洛郡守。高祖隆、馮翊郡守。祖善、弘農郡守、北雍州刺史。父瑰、汝南郡守。祖延寿、良家の子を以て武川に鎮す。
天水上郡	上谷昌平	弘農華陰	天水南安	河南東垣	上谷昌平	梁郡下邑	（その先は陳留圍人）	頓丘臨黃	天水南安	金城直城	長池	武功	上谷		尉遲氏		尉遲氏	

族系人物が弘農楊氏を冒称したものと考えられる^例。また38楊紹は楊堅の族人であり^例、59楊尚希は隋の宗室であり^例、これらも北族系人物が弘農楊氏を冒称したものと考えられるので、これら三例は第四等級漢族として扱うことにする。そのように扱くと、表Ⅱにより、第一等級漢族名家に対しては、宇文あるいは賀蘭という胡姓を賜与したことがわかる。賜姓の見当たらない太原王氏などについても、宇文あるいは賀蘭の姓が賜与されたと考えてよいであろう。次に表Ⅲによれば、第二等級漢族名家に賜与された胡姓は、宇文・普屯・徒河・万紐干・擒拔・独孤の六姓であ

表V 第四等級漢族賜姓表

64	60	59	55	47	44	42	38	37	34	32	21	16	15	14	12	11	10	9	7	1	姓名	本貫地	賜姓
張恣	張羨	楊尚希	楊允	王悅	劉雄	閻慶	楊紹	王勇	楊纂	陳忻	楊忠	唐瑾	張軌	申徽	趙肅	段永	田弘	耿豪	劉亮	王德	張恣	清河東武城	賀婁氏
		河間鄭	弘農	安定	京兆藍田	臨洮子城	河南河陰	弘農華陰	代武川	廣寧	宜陽	弘農華陰	北海平壽	濟北臨邑	魏郡	河南洛陽	(その先は遼西石城人)	高平	鉅鹿	中山	代郡武川	清河東武城	侯莫陳氏
		普六茹氏	普六茹氏	宇文氏	宇文氏	宇文氏	大野氏	叱利氏	庫汗氏	莫胡盧氏	尉遲氏	普六如氏	宇文氏・万紐于氏	宇文氏	宇文氏	乙弗氏	爾綿氏	紇干氏	和稽氏	侯莫陳氏	烏丸氏	清河東武城	侯莫陳氏

註 21楊忠・38楊紹・59楊尚希は北族系人物と考えられるので第四等級漢族に分類した(本稿65・67頁参照)。

り、表IVによれば、第三等級漢族名家に賜与された胡姓は、宇文・賀蘭・侯呂陵・侯伏侯・賀屯・乙弗・大利稽・若口引・尉遲の九姓であり、表Vによれば、第四等級漢族に賜与された胡姓は、宇文・万紐于・乙弗・烏丸・侯莫陳・和稽・紇干・爾綿・普六如・尉遲・莫胡盧・庫汗・叱利・大野・叱羅・賀婁の十六姓となる。

二 胡姓賜与の実態

西魏・北周の北族社会では、六鎮の乱とその後の混乱により、北魏孝文帝時代に形成された胡姓の上下関係は崩れたが、漢族社会では、数世紀にわたる動乱および異民族の支配下にもかかわらず、漢姓の上下関係は存続していたと思われる。そこで、第一・第二・第三等級漢族名家および第四等級漢族の漢姓を表VI①にまとめ、それぞれに賜与された胡姓を等級別に対応させると、表VI②が得られる。

表Ⅵ① 漢姓等級表

I	滎陽鄭氏 京兆韋氏 河東裴氏 河東柳氏 河東薛氏
II	隴西辛氏 隴西李氏 博陵崔氏 河東樊氏 敦煌令狐氏 渤海高氏
III	潁川韓氏 上谷侯氏 武功蘇氏 長池梁氏 金城王氏 天水趙氏 頓丘李氏 陳留蔡氏 梁郡李氏 上谷寇氏 河南韓氏 弘農劉氏
IV	代郡王氏 中山劉氏 鉅鹿耿氏 高平田氏 遼西段氏 河南趙氏 魏郡申氏 濟北張氏 北海唐氏 宜陽陳氏 廣寧楊氏 河南閻氏 臨洮劉氏 京兆王氏 安定蔡氏 河間張氏 清河張氏

表Ⅵ② 賜姓より見た胡姓等級表

I	宇文 賀蘭
II	宇文 普屯 徒河 万紐于 擄拔 独孤
III	宇文 賀蘭 侯呂陵 侯伏侯 賀屯 乙弗 大利稽 若口引 尉遲
IV	宇文 万紐于 独孤 尉遲 烏丸・侯莫陳・和稽・ 紇干・爾綿・普六如・ 莫胡盧・庫汗・叱利・ 大野・叱羅・賀婁

註一、5・53拓王、22可頻、33・62步六孤(步陸孤)、57車非は、北族に対する賜姓と思われるので除外した(本稿65頁参照)。

二、56独孤は等級を確定できないので仮りにⅣに分類した。

この表によると、まず、第一等級の胡姓として宇文姓が見られるが、西魏の宗室である元氏が宇文泰の傀儡にすぎず、実際に胡姓を賜与したのは宇文泰と考えられるから、これは当然であろう。宇文姓と並んで賀蘭姓が最高位に置かれたのは、西魏建国以来の功臣であり、しかも宇文泰の甥である賀蘭祥の存在が原因と思われる。宇文泰が関中地方の覇者となったとき、一族の大半は敵対する高歡の勢力下にある山東地方におり、しかも彼の子供達はまだ幼く、頼れる身内といえ、宇文導・宇文護・賀蘭祥の三名の甥だけであった。そのうえ、『周書』卷二十賀蘭祥伝に、

賀蘭祥、字は盛業。その先は魏と俱に起る。……その後、良家の子を以て武川に鎮する者あり、遂にここに家す。

とあるように、賀蘭氏は、北魏建国当初よりの名門であった。血縁と実績により、宇文泰は賀蘭姓を第一等級の胡姓としたのであろう。しかし賜姓された例は、表で見る限り賀蘭姓は一例にすぎず（表Ⅱ参照）、宇文姓が圧倒的に多い。

次に、第二等級の胡姓のうち普屯・擒拔の二姓が、何故高位の胡姓とされたかは、いまのところ明らかにし得ないが、徒河姓は『隋書』卷八十三吐谷渾伝に、

吐谷渾は、もと遼西鮮卑の徒河涉帰の子なり。初め涉帰に二子あり。庶長は吐谷渾と曰い、少は若洛廐と曰う。涉帰死して、若洛廐代わりて部落を統ぶ。これを慕容氏となす。吐谷渾は若洛廐と協せず。遂に西して隴を度り、……その後、遂に吐谷渾を以て国の氏となすなり。

とあるように遼西鮮卑の姓であり、もともと高位の鮮卑姓であった。万紐于姓はすなわち于氏であり、北魏の高官に于栗磾[㊦]を出し、西魏・北周の元勳于謹はその代表者である。独孤姓も、元勳独孤信を代表者としている。そして第二等級漢族名家の場合、その半数の例が宇文姓を賜与され、賀蘭姓はなく、他姓はいずれも一例に過ぎないのである（表Ⅲ参照）。

表Ⅶ 低位漢族宇文氏表

等級	姓名	本貫地	備考
14	申徽	魏郡	四方への書徽は皆(申)徽の辞なり。 爾朱氏敗るるののち、遂に杖策して入関す。 朝章国典は、(唐)瑾みなこれに參ず。 孝武の西遷に従う。周の文(帝)、その才を奇とす。 丞相府記室參軍・著作郎。国史を修む。 魏の孝武に従いて入関し、著作佐郎を兼ね、起居注を修む。 大統中、起家して太祖の親信するところとなる。 太祖の初めて関・隴を定めしとき、(王)悦、郷里を率募して從軍し、しばしば戦功あり。 東魏擾亂に功あり。 氏族慰撫に功あり。 東魏擾亂に功あり。広州を挙げて国に帰す。
15	張軌	涿北臨邑	
16	唐瑾	北海平寿	
17	王傑	金城直城	
24	李昶	頓丘臨黃	
29	李彥	梁郡下邑	
44	劉雄	臨洮子城	
47	王悦	京兆藍田	
48	韓雄	河南東垣	
49	趙昶	天水南安	
50	劉志	弘農華陰	

また第三等級および第四等級の胡姓が、何故その地位におかれたかは明らかにし得ないが、賜姓された例は、宇文姓が半数には及ばないものの、やはり最も多く、他姓は賀蘭・若口引・乙弗・尉遲の各二例を除いて、いずれも一例に留まっている(表Ⅴ・Ⅵ参照)。そして第三等級漢族名家および第四等級漢族のうち、宇文姓を賜与された者について、宇文泰との関係・職掌などを調べると、表Ⅶになり、次の特色が見られる。一、申徽・唐瑾・李昶・李彦ら、文人が多い、二、申徽・張軌・唐瑾・王傑・李彦・劉雄・王悦ら、賀拔岳に従っていた者も含めて、宇文泰が関中の覇者となる以前の臣下が多い、三、韓雄・趙昶・劉志ら、北周受禪後に論功行賞として賜姓された者が多いことである。ただ55寮允は、『周書』卷三十七高賓伝の付伝で賜姓の事実が明記されているが、関連記事がないので不明である。しかし要するに、漢族を支配し服従させるためには、中国社会の伝統に基づく文治を必要としたが、宇文泰は

じめ北族は、軍事面に優れても、文化面でははるかに劣っていた。そのため、低位の漢族でも、14申徽のように、文才に恵まれた有能な人物を自分の手足とし、政治の側面を担当させる必要があったのである。そのために当時最高権力者となった宇文泰と同じ宇文姓が、漢族社会の最高位者に限らず低位者にも賜与されたのであり、宇文泰が漢族名家のみならず、広範囲に土着漢族の支持と協力を得ようとしたことが明らかである。

次に、漢族に胡姓を賜与する際の具体的な方法について述べよう。『周書』卷三十六令狐整伝には、

（令狐）整は国難未だ寧まらざるを以て、常に宗を挙げて力を効すを願う。遂に郷親三千余人を率いて入朝し軍に随いて征討す。……太祖また整に謂いて曰く、「卿が勲は婁・項に同じく、義は骨肉に等しく、立身敦雅は、以て人に範たるべし。」と。遂に姓宇文氏を賜い、併せて名整を賜う。宗人二百余戸も、みな属籍に列す。

とあり、45令狐整のみに宇文という姓を賜与したのではなく、その一族にも同じく宇文姓を賜与したことがわかる。また、21楊忠・楊堅父子がともに普六如姓を、19崔謙・54崔説兄弟がともに宇文姓を、33陸通・62陸逞兄弟がともに歩六孤（歩陸孤）姓を賜与されており、一族の者に同じ胡姓を賜与することは、一般化していたと思われる。ただ、『周書』卷二十五李賢伝保定二年の条には、

太祖……因りて（李）賢の妻呉に姓宇文氏を賜い、養いて姪女となし、賜与すること甚だ厚し。

とあり、李賢の妻呉氏が宇文姓を賜与されているのに対し、李賢の弟39李穆は撝拔姓を賜与されている⁸⁹（表1参照）ことから見ると、同じ胡姓を賜与される一族は父系に限られたようである。さらに、『周書』卷二文帝紀下西魏恭帝元年の条に、

魏氏の初め、統国三十六、大姓九十九あり。後多くは絶滅す。ここに至りて、諸將の功高き者を以て、三十六国の後となし、次

功者を九十九姓の後となす。統ぶる所の軍人も、亦改めてその姓に従わしむ。

とあり、一族だけではなく、従者も主人と同じ胡姓を賜与されたことがわかる。そして、『隋書』卷四十六張奐伝に、

張奐、字は士鴻、河間鄭の人なり。……周の太祖、引きて従事中郎となし、姓叱羅氏を賜う。

とあり、ほかにも同様の史料⁸⁴が見られて、宇文以外の姓も一般に宇文氏が直接賜与したものと考えられる。

ところが一方、『北史』卷七十二高颯伝には、

父賓は、東魏に仕え、位は諫議大夫たり。大統六年、讒を避け官を棄てて西魏に奔る。独孤信、賓を引きて僚佐となし、姓独孤氏を賜う。

とあり、『北史』卷七十三独孤楷伝には、

もと姓は李氏。父屯、齊の神武帝に従いて周師と沙苑に戦う。齊師敗績し、因りて柱国独孤信の禽うる所となる。配されて士伍となり、信の家に給仕され、漸く親近されるを得、因りて姓独孤氏を賜わる。

とある。このように51高賓は東魏より西魏に亡命し、独孤信に仕えて独孤姓を賜与され、56李屯は北周の捕虜となつたのち、独孤信に仕えて独孤姓を賜与されている。すなわち、いずれの場合も、独孤というその主人の胡姓が賜与されている。また、『周書』卷四十五樊深伝には、

樊深、字は文深、河東猗氏の人なり。……尋いで于謹引きてその府の参軍となし、館に在りて子孫に教授せしむ。……(于)謹司空を拜するや、深を以て諮議となす。……のち国子博士に除せられ、姓万紐于氏を賜わる。

とあり、27樊深も、主人である万紐于謹(于謹)の万紐于姓を賜与されている。なお、『周書』卷三十二唐瑾伝には、

朝章国典は、瑾みなこれに參ず。戸部尚書に遷り、位を驃騎大將軍・開府儀同三司に進められ、姓宇文氏を賜わる。時に燕公子瑾は勲高く望重くして、朝野の属する所なり。文帝に白して言う、「瑾は学行兼ね修む。願わくはこれと姓を同じくし、結びて兄弟とならば、子孫その余論を承け、義方に益あるに庶し。」と。文帝歎じ異とすることこれを久しくし、更めて瑾に姓万紐于氏を賜う。……于謹南して江陵を伐つや、瑾を以て元帥府長史となす。軍中の謀略は、多く瑾より出するなり。

とあり、16唐瑾の場合は、すでに宇文姓を賜与されていたのに、于瑾が宇文泰に申請して更めて彼に万紐于姓を賜与し、自分の府の長史として従軍させている。つまり、宇文氏の配下にあつた唐瑾が、万紐于氏の配下に移されたのである。これら四例はいずれも、それぞれの主人から賜姓されたものと考えられ、先の文帝紀の「統ぶる所の軍人も亦改めて其の姓に従わしむ」という記載を裏付けている。ただし、おそらく独孤信・于謹など北族有力者のみが、宇文泰の承認を得て、特定の家臣、あるいは家臣にしたい特定の者に、自分と同じ胡姓を賜与し得たのであろう。

以上より、宇文を筆頭に、賀蘭―万紐于・独孤など―侯呂陵など―烏丸などと続く西魏・北周時代の胡姓の等級は、北魏初めの宗族十姓―勲臣八姓―内入諸姓という等級^㉞と形式的には同様でありながら、内容的には宗室ないしは最高権力者が拓跋氏から宇文氏に変わり、その他の胡姓の等級も変わって、北魏時代と異なる西魏・北周時代独特の胡姓の上下関係を見ることができ、新たな部族連合に基づく北族的体制の確立を志向したことが窺われるのである。

三 胡姓受容の原因

ところで、漢族にとつては、胡姓を賜与されることにどのような意味があつたのであろうか。また、自らの伝統文化を重んじる漢族、特に漢族名家が、本来は蔑むべき胡姓を広範囲に受容した^㉟のは何故であらうか。これらの点に

ついで「官族」を中心に考えてみよう。『春秋左氏伝』隠公八年の伝には、

官に世功あれば、則ち官族あり。邑も亦かくの如し。

と見え、ここでは世襲の職によって賜わった族（姓氏）という意味で使われており、また、『晋書』卷六十索靖伝には、

索靖、字は幼安、敦煌の人なり。累世官族たり。

と見え、『新唐書』卷一百一十九陽城伝には、

陽城、字は元宗、定州北平の人なり。陝州夏県に徙り、世々官族となる。

と見え、官吏としての家柄という意味で使われている。それでは、西魏・北周時代には、「官族」はどのような意味で使われていたのであろうか。

北周の庾信の著わした『庾子山集』卷十四周上柱国宿国河州都督普屯威神道碑には、

公、諱は威、字は某、河南洛陽の人なり。旧姓は辛、隴西の人なり。……（大統）十三年、車騎大將軍・儀同三司を授けられ、尋いで驍騎大將軍・開府に遷る。仍りて姓普屯を賜わり、即ち官族となる。

とあり、8辛威が、普屯という第二等級の胡姓を賜与されたことにより、官族になったと記している。この「官族」を解明する手がかりになるものとして、『庾子山集』卷十四周車騎大將軍賀婁公神道碑の、

公、諱は慈、字は元達、もと姓は張、清河東武城の人なり。……（祖慶は）車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍・霸城郡開國伯となり、河州刺史を贈らる。……（父璨は）使持節・車騎大將軍・儀同三司・散騎常侍・武定郡開國公に終わり、河州刺史を贈らる。……（公は）國家の官族にして君百姓たり。車騎大將軍・儀同三司に起家し、爵を襲いて公となり、邑を増されて合わせて

一千六百戸なり。

という記載がある⁸⁰。この史料から、64張慈は、祖父・父とも車騎大將軍・儀同三司にまで登った家柄であり、これが国家の官族と呼ばれ、しかも彼が首姓であったので、車騎大將軍・儀同三司に起家され⁸¹、父の爵を継いで公爵となったことがわかる。そしてこれにより、先の普屯威神道碑に見える「官族」という語も、車騎大將軍・儀同三司以上の家柄と理解できよう。ちなみに、『周書』卷二十七辛威伝によると、彼は上柱国の位⁸²にまで進んでいる。

さて、8辛威が胡姓を賜与されたことによって、官族、すなわち車騎大將軍・儀同三司以上の家柄になったことは、西魏・北周時代において、どのような意味があったのであろうか。既述のように、西魏では、東魏に対抗するために兵力増強に努め、大統十六（五五〇）年、二十四軍制を成立させた。浜口重国氏の研究⁸³によると、この軍事制度には、六柱国大將軍―十二大將軍―二十四開府儀同三司―九十六儀同三司という指揮系統があった。二十四軍の基本単位である儀同府を率いる者が、問題の車騎大將軍・儀同三司である。すなわち、西魏・北周時代では、漢族でも、軍功をたてることによって、胡姓を賜与される資格が生じ、それを受容することにより、一、官族、すなわち車騎大將軍・儀同三司以上の家柄となり、二、儀同府統率の権利を得、三、さらなる軍功をたてる機会に恵まれ、四、官界での出世が約束され、五、自己の地位の保全が可能となった。ただし、受容した胡姓と官職の間には特別なつながりは認められない。そして、実際に二十四軍が成立した大統十六（五五〇）年、北周が受禪した孝閔帝元（五五七）年、対北齊攻勢のため軍備増強につとめた保定四（五六四）年について、北族や胡姓受容漢族が柱国大將軍・大將軍・開府儀同三司中に占めた人数をまとめると表Ⅷになり、西魏・北周の軍隊の上級指揮官は、その大部分が胡姓を持っていたと考えられる⁸⁴。大家宰・大司徒などの六卿官は、おそらくこれらの中から選ばれたのであろう。このように、胡姓賜与は官制・軍制全般と密接に関連していたのである。

表Ⅷ 二十四軍の人的構成表

①大統十六(五五〇)年

柱国大將軍 大將軍 開府儀同三司	總數			北族	北族系	うち賜姓 北族系漢人	うち賜姓 漢人
	19	12	8				
	6	9	5				
	5	3	2				
	2	0	0		0/2		
	2/5	0/3	0/2				
	8	0	1				
	4	0	1				
	4/8	0/0	1/1				

②孝閔帝元(五五七)年

柱国大將軍 大將軍 開府儀同三司	總數			北族	北族系	うち賜姓 北族系漢人	うち賜姓 漢人
	41	20	14				
	12	8	9				
	6	5	4				
	3	4	3		3/4		
	3/6	4/5	3/4				
	23	7	1				
	15	3	1				
	15/23	3/7	1/1				

③保定四(五六四)年

柱国大將軍 大將軍 開府儀同三司	總數			北族	北族系	うち賜姓 北族系漢人	うち賜姓 漢人
	23	24	13				
	8	6	8				
	1	8	4				
	0	5	3		3/4		
	0/1	5/8	3/4				
	14	10	1				
	8	5	1				
	8/14	5/10	1/1				

註一、北族系とは、系図のうえで北族か漢民族か確定でき

ないが、漢民族であるとしても、長年北鎮にあり北族の風習に染まったと思われる者を指す。

二、分母は各項の總數、分子は賜姓された者の數を表わす。

北族の支配が長期にわたれば、従来の漢族有力者たちも、多くが自己の地位保全のために北族との妥協を図るのは、

もとより自然の趨勢であろう。しかし他方、西魏・北周が『周礼』に基づいて官制を制定したことは、漢族が北族中心の政界へ進出する際の心のわだかまりを柔けたと考えられ、それは西魏・北周の意図するところでもあった。そして現実に西魏・北周時代には絶えず四方の敵と戦闘が繰り返されたので、中央も地方も長官はほとんど武將によって占められ、漢族にも、武功をたてさえすれば中央政界での出世が可能となったのである。

結

ここで以上述べ来たったところを総括し、併せて序に取上げた諸見解について私見を加えたい。

西魏・北周時代の漢族に対する胡姓賜与は、特に西魏の官制・軍制改革の行われた大統年間末期から廢帝・恭帝期に集中しているばかりでなく、その漢族の多くが二十四軍の上級指揮官として組み込まれているのをみても、それは

北族的体制強化のための一環として実施されたことが明らかである。その北族的体制は、北魏時代と形式的に同様でありながら、内容的には宇文を筆頭に西魏の元勳・功臣、胡姓を中心とする新たな上下関係を基軸にしていた。その体制の中核はあくまでも北族であるが、宇文泰は、北族に対しては北族本来の体制に従って、独孤・万紐干など特定部族にはそれぞれの勢力拡大をかなり認めながらもまたそれらに一定の制限を加えることによって、宇文中心の体制をつくり上げたのである。漢族については、胡姓を賜与してこの体制に組み入れたのであるが、その漢族を柳芳の氏族論に基づいて分類すると、第一・第二・第三等級漢族名家と第四等級漢族に区分できた。宇文姓は漢族名家の間では上層の等級ほど多数賜与されているが、それぞれが一族および従者にわたっており、その総数も上層の等級ほど多数にのぼったと思われる。さらに賜姓は第四等級漢族のような低位者にも及んでいて、宇文泰が広範囲に土着漢族の支持と協力を得ようとしたことが分かる。また宇文泰は、漢族を組み入れるにあたって漢人蘇綽を用い、『周礼』に基づく官制を制定して彼らを懐柔し、胡姓を受容するか否かによって自分に対する忠誠心の度合いを計り、彼らをまず二十四軍中に取り込んで表面上は胡漢の別を目立たなくし、北族中心の軍隊を強化して北族的体制を確立しようとしたのである。特に第四等級の漢族は、漢族社会での地位は低くとも、宇文泰と個人的に親密な者、あるいは文才に秀でた者が多く、宇文泰は彼らに政治の側面を担当させ、漢族社会の秩序を導入して官制・軍制を改革したのであり、彼らは宇文文中心の北族的体制づくりに極めて重要な役割を演じたと思われる。西魏・北周が華北平定を達成できたのは、宇文泰の土着漢族に対するこのような周到な配慮が大きな原因となっていたのであろう。

要するに漢族に胡姓を賜与して胡漢の氏族を新たに分定し、宇文氏を中心とする血縁本位の北族体制を形式的に拡大して戦闘力を増強するとともに、宇文氏以外の大門閥の発生を防止したのである。従って序に引用した大川氏、ならびに姚・谷・陳各氏の説は妥当であり、浜口・内田両氏の説は、ともに胡姓賜与についての一側面を述べられたものとすれば、相互に矛盾することなく双方とも肯定し得るのである。

言い換えれば、宇文泰は周官制度・門閥体制という漢風体制を導入し、漢族に胡姓を賜与して北族的体制に取り込むことにより、胡風体制を固め、支配領域の防衛と拡大につとめたのであった。その体制について谷川氏は「北魏建国以前の部族連合の昔に回帰し、……復古的理念に立つことによって、あるべき国家像を示したのである。」と言われたが、私はむしろ、漢族領域内で北族を中心に漢族の支持と協力をとりつけた新たな国家像を示したものと考えている。

しかし、この宇文氏を中心に胡姓受容漢族をも含めた部族連合に基づく北族的体制も、北周が華北を平定した後、わずか四年で瓦解してしまふ。その理由としては、英武帝（在位五六〇―五七八年）の急死、およびその後二代にわたる暗君の在位、外戚楊堅の台頭なども考えられるが、根本的原因是、関中という一地方であるからこそ成立可能であった北周の北族的軍事体制が、建徳六（五七七）年、漢族的な文化的先進国北斉を征服し、その領域を加えたことよって、大きな限界に直面したことにある。

このような背景のもとで、北魏から西魏・北周にいたる北朝時代に混ざりあったと思われるがちな胡漢の姓も、結局は西魏の大統十五年および北周の大象二年と大定元年の詔によって、それぞれ、北族は胡姓を、漢族は漢姓を名のように戻されて、胡漢の別が改めて浮き彫りにされた。岡崎氏の述べられたような「漢蛮の境界は……自然に撤消せらるる」ことはなかったのである。むしろ私は、胡姓賜与の問題は胡漢関係の基本的問題を単的に反映していて、西魏・北周が実施した漢族領域内での胡化政策には北魏の漢化政策以上の制約があるばかりでなく、基本的に胡漢両勢力の融合がきわめて困難であることを示す結果となり、それが次の隋唐帝国の政策に大きく影響したものと考えている。なお、西魏・北周の北族的体制を究明するためには、さらに本来的な北族体制および漢族体制と比較しなければならぬが、それは今後の課題としたい。

註(1) 漢化政策は、北鎮残留の北族軍人の間では徹底されなかった。これは、『周書』卷二十六長孫儉伝に、

(長孫) 儉は容貌魁偉にして音声は鐘の如く、大いに鮮卑語を為す。人をして伝訳せしめて以て客に問う。

とあるように、その後の東魏・北齊、西魏・北周の宮廷で鮮卑語が話されたことからも明らかである。このことは、内田吟風「北朝政局における鮮卑・匈奴等諸北族系貴族の地位」『北アジア史研究』匈奴篇、同朋舎、一九七五年、三五六―七、三六一頁、に詳しい。

(2) 『通典』卷七食貨七歷代盛衰戸口の条によれば、東魏・西魏に関する記述はないが、北周末の約九百万人に対し、北齊末では約二千万人の人口を有したとある。

(3) 宮崎市定『九品官人法の研究』東洋史研究会、一九五六年、四九七頁。

(4) 『周書』等の記載を総合すると、北魏の分裂時、東魏側に流入した北族が二十数万人であったのに対して、西魏側のそれは一万数千人であったと思われる。このことは、浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」『秦漢隋唐史の研究』上巻、東大出版会、一九六六年、一九九―二五〇頁、に詳しい。

(5) 『周書』卷二文帝紀下大統九年三月の条に、「是に於て広く關隴の豪右を募り、以て軍旅を増す。」とある。

(6) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』弘文堂、一九三二年。宮崎、前掲書。宮川尚志「北朝における貴族制度」『六朝史研究』政治・社会篇、日本学術振興会、一九五六年、三九九―四二六頁。浜口、前掲『秦漢隋唐史の研究』上・下巻。谷川道雄「隋唐帝国形成史論」筑摩書房、一九七一年。内田、前掲『北アジア史研究』匈奴篇、鮮卑柔然突厥篇。姚薇元『北朝胡姓考』科学出版社、北京、一九五八年。谷霽光『府兵制度考釈』人民出版社、上海、一九六二年。陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』中華書局、北京、一九六三年、など。

(7) 岡崎、前掲書、六九五頁。

(8) 浜口「西魏における虜姓再行の事情」前掲『秦漢隋唐史の研究』下巻、七四八頁。

(9) 内田、前掲論文、三五九頁。

(10) 谷川『世界帝国の形成』講談社現代新書、一九七七年、一七六頁。

(11) 大川「西魏における宇文泰の漢化政策について」『立正大学文学部論集』第七巻、一九五七年、七七頁。

(12) 姚、前掲書、六五頁。

(13) 谷、前掲書、三四頁。

- (14) 陳、前提書、九一頁。
- (15) これらの研究のほかに、Albert E. Dien, "The Bestowal of Surnames under The Western Wei-Northern Chou" 『*oung Pao*, Vol. LXIII, 2-3, 1976, pp. 137-177. 朱希祖「西魏賜姓源流考」『張菊生先生七十生日記念論文集』一九三七年があるが、朱論文は筆者未見である。
- (16) 13李弼は、『周書』卷十五李弼伝には「遼東襄平人」とあるが、『北史』卷六十同伝には「隴西成紀人」とあるので、ここでは『北史』に従い、隴西李氏とする。また、博陵崔氏三名は、清河崔氏に一等級劣るという理由で、第二等級漢族名家とした。36李穆・43李和の両名は、先祖の本實地により、隴西李氏とし、第二等級漢族名家に分類した。
- (17) 52寇和は、41寇儒と同姓同本實地なので第三等級漢族名家とした。65趙佺も、18趙貴・49趙昶と同じく天水趙氏なので、第三等級漢族名家に分類した。
- (18) 浜口、前掲『西魏の二十四軍と儀同府』二三六頁。
- (19) 『元和姓纂』卷十、十九鐸、拓王の条に「渠浪の人なり。祖の罷、後魏の伏波將軍にして武川に鎮し、姓拓王氏を賜わる。」とある。
- (20) 5王盟は、高句麗族の王氏と思われる。詳しくは、姚、前掲『北朝胡姓考』二七三―四頁参照。33陸通と62陸逞は兄弟であり、それぞれに賜与された步六孤姓と步陸孤姓は同音異字と思われる。この場合、先の柳芳の氏族論によれば、呉姓の陸氏に対して步六孤（あるいは步陸孤）姓を賜与したとも、虜姓の陸氏を旧姓の步六孤姓に戻したとも考えられるが、西魏・北周の領域から推測すると呉姓とは考えにくいので、ここでは北族の陸氏とする。40叱羅協は、その本姓から、北族であることは明白である。なお、『周書』卷十一叱羅協伝保定二年の条には、
- （叱羅）協既に（宇文）護の重妾を受けるも、婚を帝室に連ねるを得んことを冀い、乃ち旧姓叱羅氏に復さんことを求む。護ために奏請し、高祖これを許す。
- とあり、宇文協が北周宗室宇文氏と姻戚関係に入るため旧姓に戻ることを願い出ている。すなわち、本来の宇文氏と賜姓された宇文氏との間にも、同姓不娶の風習の存在したことがわかる。57周搖は、『隋書』卷五十五周搖伝に、
- 周搖、字は世安、その先は後魏と同源なり。初め普乃氏となるも、洛陽に居するに及びて、改めて周氏となる。……周の閔帝、禪を受くるや、姓車非氏を賜う。……（隋の）高祖、禪を受くるや、姓を周氏に復す。
- とあり、北族である。また、西魏・北周時代に賜与された胡姓が、楊堅によって旧姓に戻されたことは、これによっても証

明される。

- (21) 楊忠・楊堅父子の出自についてはしばしば問題となるが、私は、一、楊忠が目立った活躍がないにもかかわらず創成期の十大將軍の一人に選ばれたこと、二、宇文氏・独孤氏と姻戚関係を結んでいたことから、隋室楊氏は、宇文氏と近い北族系人物であると考える。

- (22) 『隋書』卷四十三觀德王雄伝には、

觀德王雄、初名は恵、高祖の族子なり。父紹は周に仕え、八州刺史を歴し、儼城県公にして、姓叱呂引氏を賜わる。とある。なお、賜与された胡姓が、叱利・叱呂引のいずれが正しいかは不明である。

- (23) 『北史』卷七十五楊尚希伝に、

隋の文帝、尚希宗室の望にして、また(尉遲)迴に背きて至るを以て、これを待すもとなこと甚だ厚し。とある。

- (24) 『魏書』卷一百一十三官氏志記載の宗族十姓のうち、胡氏(紇骨氏)・丘氏(丘敦氏)などが正史に現われないことからも明白である。

- (25) 北朝全期を通じて、北族宗室が漢族名家と姻戚関係を保っていることから、当時の漢姓の上下関係の存続がしのばれる。このことは、宮川、前掲論文に詳しい。

- (26) 『魏書』卷三十一于栗磾伝によると、于栗磾は外部大官の位にまで登っている。

- (27) 一九八四年二月七日付朝日新聞によると、最近、寧夏回族自治区固原県深溝村竜田にて李賢の墓誌が発掘されたが、詳細は明らかでない。

- (28) 『周書』卷三十七韓褒伝に

太祖、丞相となるや、褒を引きて録事參軍となし、姓侯呂陵氏を賜う。

とあり、『周書』卷十七劉亮伝にも、宇文泰が劉亮に侯莫陳氏を賜姓したとある。

- (29) 『魏書』卷一百一十三官氏志および姚、前掲『北朝胡姓考』によると、宗族十姓は元・胡・周・長孫・奚・伊・丘・亥・叔孫・車、勳臣八姓は穆・陸・賀・樓・于・稽・尉、内入諸姓は連・僕など多数という等級に分けられる。

- (30) 多数の漢族が胡姓を受容した反面、胡姓受容を拒絶した漢族が存在したことも考えられる。

- (31) 『庾子山集』中に「官族」という語は、賀書公神道碑のほか、卷十四周柱国楚国公岐州刺史慕容公神道碑に、

公、諱は寧、字は永安、昌黎徒河の人なり。……魏室の難に因りて、姓を豆盧に改め、仍りて官族となる。とあり、卷十五周大將軍瑯邪定公司馬裔墓誌銘に、

公、諱は裔、字は遵胤、河内温の人なり。……〔父悦は〕言は官族を思い、また女を裔の胤に求む。とあるが、「官族」解明の手掛りにはならない。

62 『周書』などの正史に64張恣の列伝はないが、車騎大將軍・儀同三司に起家されたことは異例の処遇といえよう。

63 『周書』卷六武帝紀下建德四年の条に、冬十月戊子、初めて上柱国・上大將軍の官を置く。開府儀同三司を改めて開府儀同大將軍となし、儀同三司を儀同大將軍となす。又上開府・上儀同の官を置く。

とあるように、北周では、柱国大將軍以下の位に即く者の数の増大に伴い、建德四（五七五）年十月に、上柱国などの位を置いた。

64 浜口、前掲「西魏の二十四軍と儀同府」。

65 柱国大將軍以下の位にある者の数は、前述の浜口説によれば表Ⅲに示す人数より少ないが、おそらく、浜口説の二十四軍指揮系統図は、あくまで軍事行動時の構成であろう。しかし、『周書』卷五武帝紀建德三年十二月の条に、

丙申、諸軍の軍士を改めてみな侍官となす。とあり、『隋書』卷二十四食貨志後周太祖作相の条に、

建德二年、軍士を改めて侍官となし、百姓を募りてこれに充て、その県籍を除く。この後、夏人の半ば兵となるなり。とある。両書記載の年代に一年のずれはあるが、いずれにせよ、建德五・六（五七六・七）年の東伐に備えて、このころ、従来より一層大量に漢族を補充して、軍隊を増強したことがわかる。

66 宮崎、前掲書、四九三頁。